

IFRSと日本基準の主要な会計基準差異(企業結合会計)

	日本基準	IFRS
取得法(パーチェス法)の会計処理	<p>企業結合の原価を公正価値で測定する</p> <p>企業結合の原価を、取得した識別可能資産・負債・偶発負債に対して公正価値に基づき配分する</p> <p>の残額をのれんとして認識する</p>	<p>取得日時点で移転された対価に、非支配持分の金額を加え、さらに従前から保有していた被取得企業に対する持分の取得日時点の公正価値を加えたもの</p> <p>取得した識別可能な資産及び引き受けた識別可能な負債の取得日時点における純額</p> <ul style="list-style-type: none"> > の場合には、差額はのれん < の場合には、差額は負ののれん (bargain purchase gain)
のれんの償却	<p>原則として20年以内に償却しなければならない</p>	<p>規則的な償却は行われず、每期、減損テストの対象となる</p>
被買収企業の取得後のリストラに関する引当金	<p>一定の要件を満たす場合に計上が認められ(特定負債)、5年以内に取り崩される</p>	<p>IAS37号(引当金)に従って、被買収企業が計上していない限り、取得後に計上は認められない</p>